


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に定める負担上限額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確法施行令」という。）に準拠しているところであるが、高確法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 以下の改正を行う。</p> <p>① 外来（個人ごと）について、負担上限額を12,000円から14,000円に引き上げ、新たに年間上限144,000円を設定する。</p> <p>② 入院（個人ごと）、世帯合算（外来、入院）について、負担上限額を44,400円から57,600円に引き上げ、新たに多数回（負担上限額以上となった月が過去12か月間に3回以上ある場合、4回目以降の負担上限額が軽減され、44,400円となる。）を設定する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。